



上組帳簿箱（寛政10年）上菓子屋仲間は上組・中組・西組・南組・東組に分かれていた。仲間に関する重要文書は、専用の箱に入れられていた（松屋若狭旧蔵）

（1）青木直己『図説和菓子の今昔』
淡交社 平成十二年（二〇〇〇）十月

第4章 江戸時代後期の虎屋

1——上菓子屋仲間

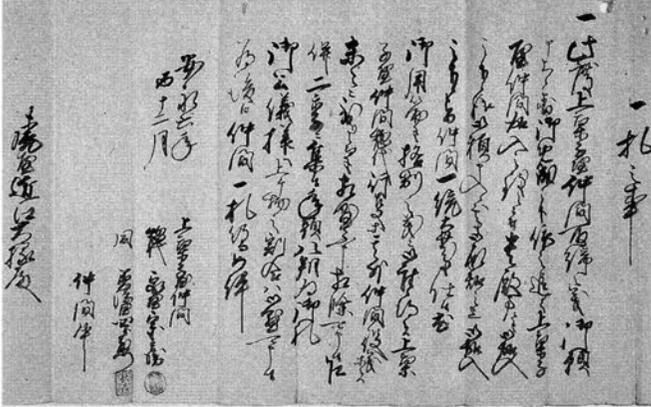
一、上菓子屋仲間の結成

菓子を扱う商人や職人の種類は多い。煎餅屋や飴屋のように、たいていは商う菓子名を冠して呼ばれる場合が多い。一方、扱う菓子の種類から上菓子屋と称される一群の菓子屋があった。上菓子とは禁裏や将軍家、公家や大名あるいは門跡寺院や各宗派本山や大神社などへ菓子を献上することから、「上」の字を冠するといわれている。しかし、そもそも上等な菓子を扱うところからきた呼び名と思われ^①。上菓子は、茶の湯菓子里に使われるほか、御所などへの献上にも使われることから、後になって、より高級なイメージが出るように名前が献上に由来するといわれるようになったのであろう。また、上菓子は使われる材料も高級で、砂糖は氷砂糖や白砂糖を用いていた。

安永四年（二七七五）、京都の上菓子屋は仲間を結成している。この当時は、老中田沼意次が積極的な経済政策を展開して、商品の流通過程から冥加金というかたちで一種の営業税を徴収し、幕府の収入増加を図っていた時期であり、上菓子屋仲間の結成には、こうした時代背景もあったと考えられる。しかし、より直接的には、当時貴重な輸入品であった白砂糖の使用を上菓子屋のみに制限して、

(2) 青木直己「上菓子屋仲間と禁裏御用菓子屋」『和菓子』第三号 虎屋文庫 平成八年(一九九六)三月所収

(3) 「図説和菓子の今昔」



「一札之事」(安永6年12月) 虎屋が上菓子屋仲間へ加入した際の証文

なおかつ仲間へ加入しない類似商を排除して仲間共通の利益を擁護することに目的があったと思われる。⁽²⁾ 禁裏御用菓子屋三軒(虎屋・二口屋・松屋)は、仲間からの要請を受けて二年後の安永六年に加入している。

上菓子屋仲間はその後、天明八年(一七八八)の大火によって崩壊状態になっていたが、寛政十二年(一八〇〇)に仲間の名前帳を幕府に提出、翌享和元年(一八〇一)には上菓子屋仲間を大火以前の時点にもどして復活し、年に銀五枚(二十五匁)の冥加金を命じられている。こうして一度は再興した上菓子屋仲間であったが、天保の改革により幕府から出された株仲間禁止令で解散させられ、嘉永七年(一八五四)に三たび結成と、曲折を経ている。

二、上菓子屋仲間の構成と運営

二四八軒からなる上菓子屋仲間加入者から二名の惣代が選ばれ、その下に西組・上組・南組・中組・東組の五組があった。各組にはそれぞれ行事二名と老分一名が置かれ、組の運営にあたっており、虎屋は上組に所属していた。ちなみに再興後の享和三年(一八〇三)の各組の人数は、西組四十六名、上組五十一名、南組五十四名、中組三十八名、東組四十九名で合計二三八名になる。⁽³⁾ これは仲間の定数からすると十名ほど少ないが、休業や廃業による休株によって欠員ができていたのであろう。

仲間では毎年正月と八朔(八月一日)の年に二回、仲間から負担金を集めて京都町奉行へ礼物として上納している。また、惣代や行事などの役職に就任するなどの義務もあった。しかし、当時禁裏菓子御用を勤めていた虎屋・二口屋・松屋の三軒は仲間役儀の負担を免除されていた。この三軒は御所御用や奉仕などの役を勤めており、そのうえ仲間に対する役まで負担するとなると、二重の負担となってしまうという理由によるものだったが、負担を求める仲間側と



上菓子屋仲間鑑札（裏表）嘉永7年に再興された際に交付

たびたび論争となっている。結局は負担免除を主張する禁裏御用菓子屋たちの立場が認められるが、こうした経緯をみても虎屋が上菓子屋仲間に加えたのは、幕府公認の株仲間が白砂糖の使用を独占しているため、その資格を得て白砂糖の入手を確実にしたいからというのが最大の理由だったと思われる。

この上菓子屋仲間は、幕府崩壊後の慶応四年（一八六八）に廃止され、上菓子屋以外の菓子屋も合せ、約五〇〇軒が加入した菓子屋仲間として再編成されている。京都には、ほぼ上菓子屋と同じ数の菓子屋が営業していたことになる。この仲間は、直接的なつながりは別として、組織としては現在の同業組合に通じるものがある。

2——江戸時代後期の御所と御用

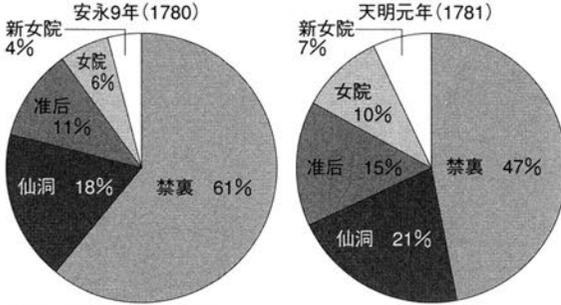
一、江戸時代後期の御用と売り上げ

御用の種類

江戸時代を通じて二軒から四軒ほどであった禁裏御用菓子屋のなかでも、虎屋と二口屋は大店で、棹菓子、数菓子、干菓子はもちろん正月の菱葩ひしはなや、七夕の索餅など御所で使われる行事食も納めている。また、うどんやそば切を納めている記録もあり、その際には真名汁（魚出汁）あるいは精進出汁をつけている。

六月朔日には、氷餅を摂津国勝尾寺（現大阪府箕面市）の印のある袋に入れて納めていた。また夏の土用に京都所司代から各御所に非常食として進献される糰（引飯）も虎屋から納めていた。糰は蒸

売り上げ御所別構成比



出典：各御所「御用控帳」

(4)「上菓子屋仲間と禁裏御用菓子屋」

した米を乾燥させた保存食で、年に一度の取り替えを虎屋が承っていたのである。

そのほかで注目すべき御用に砂糖があった。この御用は安永四年(二七七五)二月十四日に命じられたもので、虎屋と二口屋が毎月交代で勤めていた。ちなみにこの時期から砂糖御用が始まったのは、多くの商人が連座して御用を免ぜられた安永事件によって、砂糖を納めていた商人が追放され、御用を勤められる者がいなくなったためとも思われる⁴⁾。もちろん菓子の重要な材料である砂糖の御用も兼ねることは、虎屋の経営にとってもメリットが高かったに違いない。

売り上げ

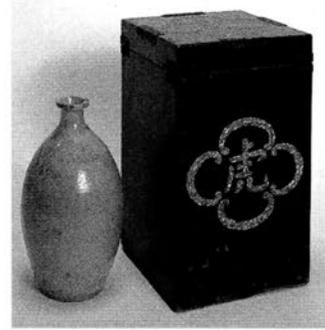
すでに触れたように江戸時代中期の一時期をのぞいて虎屋の売り上げの全体的な推移はわからない。御所御用の注文記録は禁裏、仙洞、女院など御所ごとに作成されていたが、そのすべてが残っているわけではない。また幕府や大名あるいは町方の注文記録が残っていないことも全体の売り上げを把握できなくしている。これは火災による帳簿焼失に加え、史料整理に際して、御所の御用関連を優先させて残していたことに原因があると思われる。ここでは参考として各御所の売り上げが判明している安永・天明年間(一七七二〜八九)のうち、安永九年(一七八〇)と天明元年(一七八一)の二年間の売り上げを示しておくにとどめたい。ちなみに史料として使用した「御用控帳」は、各御所ごとに作成されたものである。

兩年とも菓子をお届けした御所は、禁裏・仙洞・准后^{じゅうご}・女院・新女院の五つであった。禁裏御所には光格天皇が住まわれ、以下仙洞は後桜町上皇、准后とは正式に准三后^{じゅうさんごう}とあって、皇族や公家あるいは僧侶のうち太皇太后・皇太后・皇后に准じた待遇を与えられた人を指す。女院や新女院は天皇の元妃や内親王のうち、特に院号を賜った女性をいった。

売り上げは総計で、安永九年が銀二十八貫七四九匁七分九厘一毛、天明元年が三十二貫五八六匁六分九厘一毛であった。それぞれを金に換算すると約四七九両、約五四三兩にのぼる。このほかに幕府や大



糲袋雛形（宝永2年6月）京都所司代から御所へ進献された糲の袋



うどんの汁を入れた徳利（江戸時代）専用の外箱も用意された

名あるいは町方の売り上げもかなりあったはずで、合わせれば相当な金額になっていたであろう。各御所の売り上げの構成比をみると、やはり禁裏御所の金額が最も多く、これは公の行事や儀式の回数が多いのが禁裏御所で、必然的に菓子御用を承る回数も多かったことによる。安永九年六一パーセント、天明元年四十七パーセントとこの二年間は変動が大きかったようだが、約半分を占めている。以下、仙洞御所約二十パーセント前後、次いで准后、女院、新女院となっている。この傾向は他の年も同様であるが、准后や女院は随時置かれたので御所の数には変動があった。

献上

よく献上と御用が混同されるので、まずそれについて簡単に触れておきたい。御用商人にとって献上とは朝廷の年中行事や慶事あるいは仏事などの折、扱う商品やその他のものを無償にて奉るものである。いうまでもなく献上を願った者すべての希望が叶うわけではなく、朝廷より許された者のみが行えた。献上を行えるということは名譽なことであり、御用と不可分の関係にあった。

「後陽成院様御代より御用諸色書拔留」によれば、虎屋は「年頭八朔御即位并恐悦度」などのたびに古来より献上を行ってきた。年頭は正月の年始に行う献上で、八朔とは八月一日に贈答を行う慣例による献上である。「御即位」は天皇の即位時の献上、恐悦とは婚礼や立太子あるいは誕生などの喜びごとの献上を指している。

献上は御用を勤める菓子屋が連名で行うのが通例で、虎屋と二口屋二軒の連名の場合が多いが、松屋や川端道喜の名前がみえる場合もあるので、献上ごとに御用商人の組み合わせを決めたのである。虎屋が献上した品は、鯛などの場合もあるが、やはり菓子が最も多く、その種類も献上ごとにほぼ決まっていたようである。

例えば、文化六年（一八〇九）三月二十四日、後の仁孝天皇の東宮立坊（立太子）の際には禁裏（光格天皇）御所と東宮御所に虎屋、二口屋、松屋連名で生鯛を献上し、仙洞（後桜町上皇）御所

と中宮御所には、三軒がそれぞれ棹菓子三本を台に載せて献上している。ちなみに菓子は「青海波」「舞鶴」「悦の水」であった。なお、この献上に際しては、禁裏と東宮にはあらかじめ願書を提出したうえで許可を受けているが、仙洞と中宮には願書を提出しておらず、虎屋のほうからぜひにとお届けしたものであった。

二、経営の逼迫と店制の改革

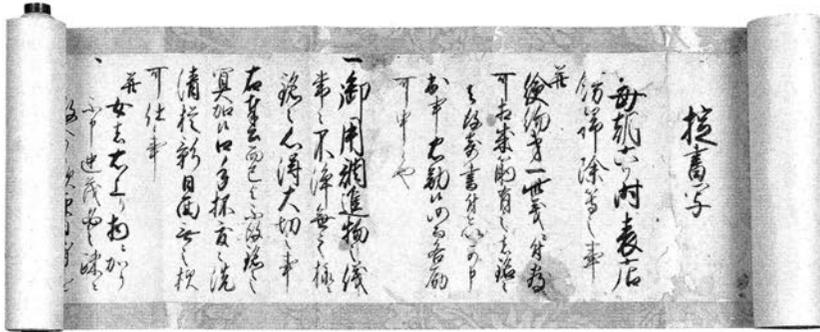
「掟書」の世界

江戸時代、虎屋に限らず比較的大きな商家では、店主と奉公人たちを中心にした表(店)の世界と、店主でもある家の当主を中心にした奥(家庭)に分かれていた。また、そこで働く人々が一つの家族とみなされる関係によって結びつけられてもいた。虎屋の場合、そうした絆を強める支えとなったのが掟書である。そこには虎屋に働く人々の規範が定められ、その内容は現在でも十分に通用するものである。

「掟書」の奥書には、天正年間(一五七三〜九二)にまとめられたものを文化二年(一八〇五)に書き改めたと記されている。少し長くなるが、以下に内容を要約してみよう。

掟書写

- 一、毎朝六ツ時(午前六時頃)には店の掃除をすること。
- 一、儉約を第一に心がけ、良い提案があれば各自文書にして提案すること。
- 一、菓子の製造にあたっては常に清潔を心がけ、口や手などをたびたび洗うこと。また、女は御用には加わってはならない。
- 一、どのような方でもお客様をお訪ねしたら長話はせず、丁寧にお答えして速やかに帰店すること。



「掟書」(文化2年10月18日)

- と。また外出中に自分の用事で他所へ寄つてはいけな、断つて行くこと。
- 一、御用のお客様でも、町方のお客様でも丁寧^{ていねい}に接すること。道でお会^あひした場合は丁寧^{ていねい}に挨拶すること。
 - 一、虎屋へ出入りの商人であつても、身内同様に心得ること。
 - 一、お客様が世間の噂話^{うわさばなし}をして、こちらからはしない。また、子供や女中のお使^{つかい}いであつても、丁寧^{ていねい}に應對^{たいおう}して冗談^{じやうだん}などは言^いわぬこと。
 - 一、仕事はそれぞれが得意^{ていぎ}なことを励^むみ、上の者が徐々^{じゆじゆ}に下の者へ教^{おし}えること。
 - 一、上の者でも手落ち^{ておち}があつた場合は遠慮^{えんりよ}なく注意^{ちゆうい}しあつて、常に「水魚^{すいぎよ}の交^{まじ}わり」を心がけること。
 - 一、特に精勤^{せいきん}した者には、別途^{べつと}褒美^{ほうび}を出す。
 - 一、資材^{しざい}の購入^{かひん}担当^{たうたう}者は上から三人目か四人目の者に限ること。
 - 一、道具^{どうぐ}の出^でし入れと点検^{てんけん}は五、六番目^{ごろくばんめ}の者から支配人^{しはいにん}の裁量^{さいりやう}で決めること。
 - 一、仲間^{なかま}を組^{くみ}んで悪い事^{わるいこと}をしている者がいた場合は、届^{とど}け出ること。もしその仲間^{なかま}であつても抜^ひけた場合は赦免^{じやけん}して褒美^{ほうび}も出^です。
 - 一、手代^{てだい}や子供^{こども}まで常に書道^{しやうだう}や算術^{さんじゆつ}の勉強^{べんきやう}を怠^{おそ}つてはいけな。そうしなければ支配人^{しはいにん}や番頭^{ばんとう}に昇進^{しやうじん}することもできな、将来^{しやうらい}独立^{どくりつ}して他の商売^{しやうばい}についても困ることになるので奉公^{ほうこう}中に精進^{せいじん}すること。
 - 一、親しいお客様^{おんかくさま}でも七ツ時^{ななつとき}（午後四時頃^{ごごよじころ}）までは酒肴^{しゆげん}を出^でしてはいけな。但し遠来^{えんらい}の珍客^{ちんかく}は別^{べつ}である。
 - 一、男女^{おんなとこ}はむやみに話^わしてはいけな。お客様のときは礼^{れい}を失^うしてはいけな。
 - 一、無断^{むだん}外出^{しゆつじゆ}は禁止^{きんじ}であり、四ツ時^{よつとき}（午後十時頃^{ごごじゅうじころ}）には帰^{かへ}ること。遅^{おそ}れる場合は使^{つか}いを寄越^{よこ}して連絡^{れんらく}すること。

一、子供（丁稚）の休憩は支配人の指図によること。

一、火の用慎第一。

一、奉公人には毎月二回酒肴を出す。ただし、日限は定めず御用の状況をみて支配人の指図によること。

この掟書は子供には難しいところもあるので、大人からよく説明して理解させること。

以上、「掟書」には細々としたことに始まって商人にとって基本的な心得、あるいは店を一つの家族になぞらえた組織の在り方、店員の意見を取り上げようとする姿勢など、現在でも学ぶ点が多い。また休憩時間の規定や月二度のささやかな酒肴の提供など、当時の店員の生活の一端をうかがい知る史料としても興味深い。

いわば店の憲法にあたる「掟書」だが、なぜ改訂されたのであろうか。江戸時代後期における虎屋の経営の具体的な推移は限られた史料からでは明らかにできないが、文化年間（一八〇四―一八）には相当に経営が悪化して危機的な状況にあったことは間違いないようである。この事態に対して店の改革をもって臨んだ九代黒川光利の強い決意の表れが、「掟書」の改訂だったのであろう。

五年間の堪忍

次いで文化四年（一八〇七）四月、光利は「定」を制定している（二十一頁参照）。内容は多岐にわたっているが、まず神仏に対する信仰から記している。虎屋は菩提寺のほかにも多くの寺や神社を信仰していたが、まず天神様、雨宝院、観音寺の供物は向こう五年間お断りする。一方鳴滝様へは菓子を目々供え、守護神毘沙門天の写しを本尊とする北野の萬松寺（臨濟宗）には毎月三日に菓子をお供えすること、長く篤い信仰心をよせている山科の花山稲荷神社は毎月四日に「あけとうふ（油揚げ）」をお供えている。また威徳院と清水寺には正月、五月、九月にお供えとある。黒川家の菩提寺、東山の

(5) 明治後廃絶、現在は同じく金戒光明寺塔頭の浄源院が菩提寺であり、東京では青原寺が菩提所となっている。

黒谷にある浄土宗本山金戒光明寺中の光徳院⁽⁵⁾における法事は、たとえ先祖の法事ではあっても客を呼ぶことも配り物(引き物)をすることも無用としている。

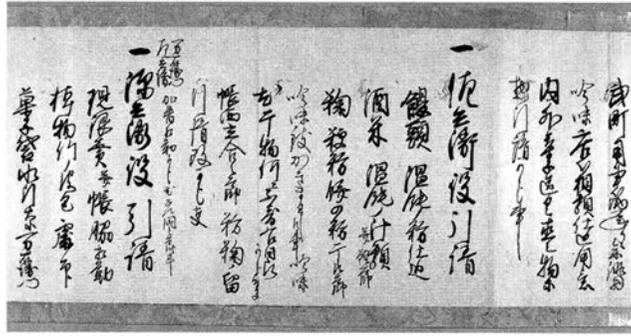
厳しい儉約の指示は多方面に及んでおり、雨が漏ろうと破損がみられようと家屋の普請は無用という文言には悲壮感さえ感じられる。また親類が尋ねてきた場合でもあり合せのもので済ませること、商売以外の外出は控え、信心の参詣でも早朝に家を出て早く帰ることに記されている。

商売関係では、調度や原料の買入れ先はこれまでの出入商人に限ること、購入にあたっては現金によることを指示している。これは掛け買いによる一時的な借財の増加を抑える一方、手許金を運転資金とすることにより、経営の不安定化を防ぐことを目的としたのであろう。毎月晦日には勘定を、五節句には棚卸しを行うことを定めており、他の店と比べて棚卸しの回数が多いのは、きめ細かな材料・商品管理を行うためと思われるが、節句に菓子売り上げが多いことも関係していよう。また、各自の精励を促したうえで、江戸時代の資金調達手段として広く行われていた講への参加も閑院宮家主催のほかは断るとしている。

日常生活についても、食膳の始末は手代から子供、女中にいたるまでそれぞれ自分で行うことや、店と店主家の洗濯などの担当にいたるまで細々と指示している。ここまで厳しく儉約に努めた背景には、相当深刻な経営の悪化があったものと思われる。

「店員役割書」の制定

光利はこのほか、店員の仕事の分担を事細かに記した「店員役割書」を文化六年(一八〇九)に書き残している。一部が欠けているため店員全員についてわからないのは残念だが、仕事の指示系統から製菓道具の準備点検、原材料の準備から具体的な製菓に関する業務、お客様への対応での留意点などを一人ひとり詳しく記している。現在でいえば職務分掌規定に準ずるものであろう。なかからその仕事内容を紹介しておきたい。



「店員役割書」(文化6年7月)

一、伝兵衛役引請

下職惣調物ならび井籠菓子道具何によらず吟味、柴炭割木駄賃出入、店帳面毎夕売掛ならびに現銀売帳面引き合わせ、万奉公人のこらず下知承り申しつけべき事、ならびに焼物引請。

菓子や井籠あるいは製菓道具全般の確認、炭など燃料の運賃の管理、毎日夕方に売り掛け代金や現金売りの帳合いを行い、すべての奉公人への命令を伝達し、製菓に関しては焼き菓子を担当している。支配人に準ずる地位にある人物であろう。

一、佐兵衛役引請

饅頭、温飩の粉仕込、酒米・温飩の汁類ならびに鯉節・糍・粳粉・餅の粉干候節吟味いたしかきまわし候事吟味、もつとも干物何によらず右同断申し付けべき事、帳面立合之節粉糍の留引請改め申すべき事。

饅頭およびうどん用の粉の仕込みの担当者であり、酒米やうどんの汁の管理あるいは鯉節や糍や粳米の粉やもち米の粉を干すときに吟味しながらかき回す。さらに干し物についても同様の役割を行う。また帳合いのときには粉や糍の確認をしている。中位の人物であろう。

一、源兵衛役引請

現銀売ならびに帳脇相勤め、棹物竹の皮包み、処印・菓子袋・水引大小、万右衛門手替わり相勤、店二階ならびに菓子箆筒、店残らず掃除、進物などの節立合引請。

現銀売りと帳付けの補助、棹菓子を竹皮で包み、所印や菓子袋、水引を管理し、上位者の万右衛門の替わりを務める。また店の二階や菓子箆筒および店全般を掃除し、進物のときは立ち会っている。比較的下位の人物と思われる。

光利時代には、こうして業務内容が細かく明文化されることで目的意識が高まり、店も組織化されていった。

(6) 虎屋は暖簾分けを行っていないが、菓子製造以外の業種で独立すること、あるいは虎屋を名乗らず菓子屋を開業する場合があったと思われる。

(7) 文政十三年（一八三〇）には、給金の支給細則を定めた史料が残っている。

奉公人甚兵衛

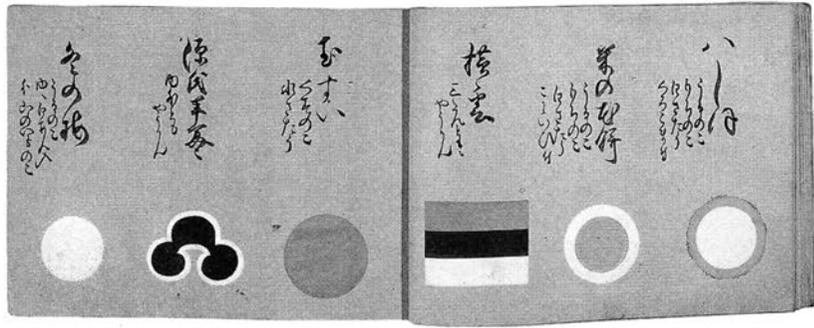
ところで経営が悪化していた時期に勤めていた甚兵衛という人物に関する史料が残っている。当時、虎屋では奉公人一人ひとりの姓名、出身から勤務履歴、給金の支払いや特別に与えられる褒美までを記した帳簿がつくられていた。残念ながらその史料そのものは失われているが、甚兵衛という人物に関する部分が半紙一枚を二つ折にした断簡として伝わっている。その史料によれば甚兵衛は文化五年（一八〇八）二月に入店している。父の職業はわからないが大黒屋甚介といい、五条通御幸町西入の紅屋伝兵衛が保証人となっている。十年間の年季奉公を終え、文政二年（一八一九）二月から一年間の御礼奉公を務めている。この期間の給金は一年に白銀五枚と半季に金二分であった。

こうした給金のほかに独立⁶⁾に向けて積み立てが行われており、甚兵衛は文化十一年にその積立金のうちから金一両を借用している。また、給金の支給状況をみると半期ずつ二分を受け取ったほかに、小遣いや褒美をもらっている。褒美は精励に対する報奨金に相当するものである⁷⁾。ちなみに甚兵衛は三十三歳のときまで虎屋に勤めていたことが判明している。奉公人全体の動向が不明なのは残念ではあるが、この断簡史料をみるだけでも現代でいう労務管理が細やかに行われていたことがうかがえる。

3——二口屋の吸収と幕末の虎屋

一、虎屋と二口屋

京都において最も長く御所御用を勤めてきた菓子屋は虎屋と二口屋である。両店は、京都における



二口屋・虎屋連名の絵図帳(幕末～明治頃)

(8) 青木直己「禁裏御用商人にみる経営の継承について―御用菓子所二口屋能登の場合―」『立正史学』七十二号 平成四年(一九九二)三月

有名菓子屋として、ともに買物評判記などで筆頭にあげられるだけでなく、御所御用あるいは御所への献上などともに勤めていた。また、今日の業界組合に相当する上菓子屋仲間においても、さまざまな状況で立場をともにしてきた。また、取り扱う商品でも虎屋と二口屋には共通点が多く、ほぼ同じ菓子を作っていた。

すでに触れたように『雍州府志』によれば、虎屋と二口屋は饅頭や羊羹などの菓子、うどん、興米の名店として記され、『人倫訓蒙図彙』や『本朝世事談綺』などには京都の有名菓子屋として両店の名前があげられている。

二、二口屋の経営悪化と虎屋との同居

二口屋は幕末にいたるまで、ずっと御所御用を勤めていた。しかし、その内実はというと決して順調だったわけではなく、江戸後期にいたって経営の危機に直面していた。⁸⁾ 文政元年(一八一八)七月、虎屋と二口屋が連名で御所の御賄方という、出納をあずかる役所へ、困窮を理由に拝借金を願い出た史料がある。それによれば、前年の冬以来二口屋は極度の経営不振に陥っており、虎屋のもとに身を寄せてなんとか菓子の御用を勤めている。原文をかりれば「殊更追々不如意二相成候につき、近江(虎屋) 方江同居仕候得共、誠に以難渋仕候」という状態であった。

なぜ二口屋は、危機を乗り切るのに虎屋と同居という方策を選んだのであろう。それは両家が経営内容も近く、長らくともに御所御用を勤めて懇意にしてきたというつながりによるものと思われる。ただし、同居期間中の経営の具体的な実態はわかっていない。

同居から七年目の文政七年、二口屋は大丸から銀十三貫を借用している。この時の加判(保証人)を禁裏御用商人の仲間であった川端道喜、丹波屋喜兵衛、木具屋又左衛門の三名に依頼している。この資金をもとに虎屋が保有していた旧店舗の沽券と御所御用の株式(権利)を虎屋から買い戻して

「旧家」へ立ち返っている。

二口屋が虎屋と同居した理由に、御所御用の類似性をあげたが、再起して独立を回復するための資金も、業種こそ違うものの、御所御用商人の仲間の保証によって借り入れが可能となっている。禁裏御用をともにする商人らのつながりの強さがうかがい知れ、御所御用を勤めた仲間業種を越えて何かと協力しあう関係にあったことを示していよう。仲間全体で経営と御用の継続に支障をきたさないようにすることがなにより重要であったことがわかる。

経営権を取り戻した二口屋ではあったが、その基盤は弱く、運転資金も御所や幕府の京都所司代の御用代金を引き当てとした借入金で賄われ、まさに自転車操業的な状態にあった。

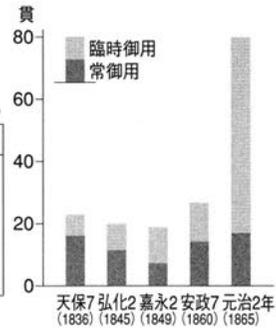
懸命の努力もむなしく、二口屋の経営は悪化するばかりで、土御門家など公家屋敷への菓子御用の継続が難しくなり、虎屋が肩代わりしている。そして結局天保十五年（一八四四）には、経営権そのものも虎屋に移譲している。

三、その後の二口屋

虎屋では、当時の十一代黒川光實の弟政太郎に二口屋の名跡を継がせている。しかし、二口屋の所在地は虎屋の店内であり、経営は実質的には虎屋によって行われていた。のち二口屋の株（経営権）の名義も虎屋の主人弁十郎（十二代黒川光正）に譲渡されているので、政太郎は名目的な主人であり、実際には虎屋が二軒分の御用を担っていたといえる。

二口屋の名跡は、安政元年（一八五四）には光正の庶兄光保に譲られる。光保も実際の経営は行わず、二口屋の名跡を維持したまま、虎屋が実務を引き受ける体制が続いた。この光保は、第2部で触れる東京遷都の折、明治天皇とともに東京へ虎屋店主の名代（支配人）として東京へ移った人物である。しかしながら二口屋の屋号は、明治以後には正式に使われることはなくなった。

幕末期売り上げ高の推移



単位: 貫(,) 匁(.)

和 暦	西 暦	常御用	臨時御用	合 計	常御用の比率: %
天保 7年	1836	16,250.054	6,675.625	22,925.679	70.9
弘化 2年	1845	11,528.723	8,396.125	19,924.848	57.9
嘉永 2年	1849	7,344.675	11,518.430	18,863.105	38.9
安政 7年	1860	14,282.231	12,423.048	26,705.279	53.5
元治 2年	1865	17,069.235	63,076.722	80,145.957	21.7

出典: 各年「大内帳」

四、幕末の御用と虎屋

売り上げ高の推移

幕末期における御所の注文について見てみよう。すでに触れたように十代黒川光廣の頃に、御所関係の帳簿組織の改変を行ってそれまで個々に記録されていた各御所の注文を「大内帳」として一冊にまとめた。

天保以降元治二年(一八六五)にいたる大内帳から、当時の御所への売り上げの推移を見てみよう。天保七年(一八三六)から安政七年(一八六〇)の期間の売り上げは、二十二貫余から二十六貫前後で推移している。年によっては金額に多少の変動がみられるが、これは幕末の不安定な政局が影響しているであろう。特に元治二年には八十貫を超える売り上げを示しており、いつもの年の四倍にのぼっている。この急激な増加は、当時の激しいインフレに押し上げられた面もあるが、こくじごようがかり国事御用掛などの新しい御用先の増加、將軍の在京中の御用あるいは二次にわたる幕府と長州藩との戦争などの影響もあろう。

売り上げの構成は常御用と臨時御用に分かれている。常の御用とは日常のお使い用や定例の行事などで、臨時とは即位をはじめ定例外の注文を指している。主に承るのはやはり常御用で、たいてい過半を超え、天保七年には七十パーセントに及んでいる。しかし、嘉永二年(一八四九)と元治二年には臨時御用が突出して増え、嘉永二年が六十一パーセント、元治二年には七十八パーセントを占めて売り上げを急増させており、当時のあわただしい政局の一端が見てとれる。

コラム 虎屋の信仰をめぐる

江戸時代、虎屋は菩提寺である金戒光明寺中光徳院のほか萬松寺・華山寺・威徳院・観音寺・雨宝院などの寺

院を信仰していた。そのほかに花山稲荷神社・鳴滝様・天神様への信仰もみられる。以下に主なものを紹介した

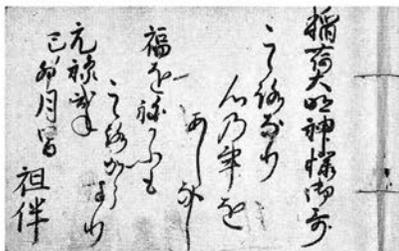
い。
毘沙門信仰 京都店二階の仏間には、虎屋の守り本尊と

もいべき毘沙門天の尊像が祀られている。普段この尊像を安置した厨子の扉が開かれることはない。長い歴史のなかで、当主が店を継いだ折に一度だけ、ただ一人厨子の鍵をあけて拝するのである。近年では十五代武雄が昭和三十六年（一九六一）一月二十八日、十六代光朝は昭和五十年五月一日に拝している。現在の十七代光博も、光朝死去の翌平成三年（一九九一）五月三十日に開扉を済ませている。

この毘沙門天についてはさまざまな伝説が残されているが、その代表的なものが二代吉右衛門に関わる伝承である。吉右衛門が日頃信仰していた鞍馬の毘沙門天参詣の帰途、「黒川、黒川」と呼ぶ声が聞こえた。しかし、あたりを見回しても人影はなく、行こうとすると、再び吉右衛門を呼ぶ声がある。またあたりを探すと、道脇の草むらのなかに毘沙門天の尊像があった。吉右衛門は日頃の信心のたまものと、早速店へ持ち帰り、虎屋の守り本尊としたというものである。

毘沙門天の感得には諸説あり、また霊験が天皇のお耳に入って像が宮中に三日間留め置かれ、その後虎屋に戻されたという伝承もある。虎屋ではその毘沙門天を秘仏として、新たに写しをつくり北野の萬松寺の本尊とした。歴代店主のなかに毘沙門天に「願文」を捧げて店の繁栄を祈っている者もある。

現在本社ビル九階の仏間に安置されている毘沙門天の尊像は、昭和五十年萬松寺から虎屋に移されたものであり、年一度の大般若会や月参りのほかにも日々香華が絶やされることはない。稲荷信仰 京都店や東京店にも稲荷社が勧請されている。虎屋と稲荷信仰を記した興味深い記



上：京都店稲荷社
下：元禄2年（1689）の帳簿に書かれた稲荷社の和歌。信仰の篤さがうかがえる祖伴は2代黒川吉右衛門の娘と思われる

録がある。山科には花山稲荷神社という神社があり、多くの人々の信仰を集めている。元禄年間の『山科花山稲荷縁起』によれば、一条虎屋では花山稲荷神社を篤く信仰して店が繁栄したとある。山科は虎屋にとって深い関わりのある土地であり、その関係から特に信仰したのであろうと思われるが、いわれははっきりしない。

しかし、元禄時代以降の帳簿には稲荷の火炎宝珠の印を押したのもや、稲荷の神徳をたたえる和歌などがみられ、経営困難になって多くの信仰を控える状況になっても稲荷に対する信仰は続けられていた。

江戸時代、毘沙門天にしても稲荷社にしても商売の神様として多くの尊敬を集めている。虎屋の信仰もそもそもはそうした利益を求めていることではあったと思われるが、それが敬虔な人々で現在にまで及んでいることは虎屋の伝統に育まれた社風を考えるうえで、重要なことであろう。

* 神仏に願いごとを立てるときに書いた文章。願を掛けた神仏に捧げる。

將軍家茂と和宮

幕末になると攘夷運動の高まりや朝幕関係の緊迫など、政情はあわただしさを増していく。朝廷の権威が回復するにつれて、次第に京都に政治の中心が移り、十四代將軍徳川家茂は実に二二九年ぶりに上洛を果たして、政局の運営にあたっていた。そのほか、諸大名が多くの家臣を伴って入京しており、京都は急激な人口増加をみせていた。將軍・大名の京都滞在の増加、それに伴う人口の急増は、虎屋の御用を増やすことに直結した。

この頃の御用の一端を知るために、十四代將軍徳川家茂へ降嫁した和宮親子内親王の成人儀礼に関する記録を見てみたい。当時、宮中では十六歳になると饅頭に萩の簀で穴をあけて月をのぞき見る「月見」と呼ばれる行事があった。万延元年（一八六〇）六月十六日、この年十六歳になった和宮のもとに「ぎやま徳り」すなわちガラス製の器に入った琥珀饅頭や諏訪海各五十個、水羊羹（八棹）・水仙饅頭（一〇〇個）・舞鶴（五棹）・椿餅（三十個）・大焼饅頭（二〇〇個）・武蔵野（二十三棹）・御献饅頭（二十個）などとともに、この行事に用いられたと思われる月見饅頭が一つ届けられている。和宮の徳川家への降嫁が勅許されたのはこの四ヶ月後のことである。

ちなみにこの三年後、家茂が上洛した折にも、虎屋が菓子御用を承っている。文久三年（一八六三）三月四日、陸路大津を経て上洛した家茂は二条城に入った。その日のうちに光正が召し出され、將軍在京中の御用を命じられている。以後、將軍から天皇や宮家に贈られる菓子は虎屋のものが使われており、御用は慶応二年（一八六六）の家茂の死後、十五代慶喜の代にも受け継がれている。

二六〇年も続いた徳川幕府が崩壊して新しい時代を迎えるのは、これから間もなくのことである。明治という新時代の到来を、虎屋はどのように受けとめ、対応していったのであろう。第2部でみていきたい。